

札幌市中学校体育連盟内規

[I]大会要領

1. 令和〇〇年度、第〇〇回札幌市中学校体育連盟〇〇選手権大会

(1) 主 催 札幌市中学校体育連盟 札幌市教育委員会 札幌市中学校長会

(2) 後 援 札幌市 札幌市PTA協議会 関係競技団体

(3) 主 管 札幌市中学校体育連盟〇〇専門主任会(〇〇専門委員会)

札幌市中学校体育連盟〇〇実行委員会

(4) 種 目 本連盟規約第5条の種目とする。ただし相撲は奨励種目として、スキー・スケートは冬季開催種目として別日程で行う。

(5) 参加資格

I. 本連盟加盟の単一学校の在校生で、当該校の校長・教員(養護教諭を含む)・部活動指導員(外部顧問)が引率する。

II. 学校教育法第134条の各種学校(第1条に掲げるもの以外)の参加を認める。

「札幌市中学校体育連盟選手権大会における参加の特例<1>」

1. 学校教育法第134条の各種学校(第1条に掲げるもの以外)に在籍する生徒であること。

2. 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。

(1) 札幌市中学校体育連盟選手権大会の参加を認める条件

① 札幌市中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

② 生徒の年齢及び修業年限がわが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。

③ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)にあたっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。

④ 『札幌市立学校に係る部活動の方針』(平成31年3月札幌市教育委員会発出)に従って、特に「6 生徒・教職員双方の負担を踏まえた部活動活動基準の設定等(3)札幌市立学校における部活動活動基準」を遵守していること。

⑤ 当該競技を管轄する札幌市等の競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で札幌市中学校体育連盟に登録していること。

⑥ 札幌市における予選会となるすべての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

⑦ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)で北海道中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

(2) 札幌市中学校体育連盟選手権大会に参加した場合に守るべき条件

① 札幌市中学校体育連盟選手権大会開催要項を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。

② 札幌市中学校体育連盟選手権大会参加に際して、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険に加入するなどして事故対策を立てておくこと。

③ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

④ 団体競技における地域スポーツ団体(地域クラブ活動)名での出場は1チームのみとする(複数 のチームの参加はできない)。

(3) 参加を認めない場合

① 札幌市中学校体育連盟選手権大会の参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

3. この特例は、競技ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

III. 単一学校で大会参加の必要最低人数を確保できない場合、複数校合同チーム編成による大会参加を認める。

「札幌市中学校体育連盟選手権大会における参加の特例<2>」

1. 特例により参加を認める種目について

下記の団体7種目のみとし、2の条件を満たし、3の手続き申請を行う。

(1) 軟式野球 (2) サッカー (3) パレーボール (4) バスケットボール (5) ソフトボール

(6) ハンドボール (7) アイスホッケー

2. 参加できる条件

(1) それぞれが部として成立している。

(2) 継続的に活動している。

- (3) 軟式野球・サッカー・バレーボール・バスケットボールについては、同一地区内(12地区)の学校間での編成とし、その中で対象学校が見つからない場合は隣接する地区まで広げて編成することを原則とする。ただし、地区ブロックが予め決まっている種目(軟式野球・サッカー)については、ブロック内の隣接地区とする。

※例外として、『同一地区または隣接地区に部が存在しないなど物理的に不可能と事務局で判断できる場合は枠を超えても合同チームを認める』ことができる。

- (4) 下記の組み合わせによる編成は、参加を可とする。

- ①大会出場最低人数を満たしていないチーム同士の合同チーム。
- ②大会出場最低人数を満たしていないチームと満たしているチームとの合同チーム。
- ③②で生じた合同チーム内で、出場最低人数を満たしているチームが単独としても成り立つ場合、合同チーム+単独チームとしての出場はこれを認めない。
- ④近隣の複数の学校で日常的に一緒に練習している等の理由から、それぞれの学校が大会出場最低人数以上の選手がいる場合に編成する合同チームについては「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」を満たしていないため、全道大会までは出場することができるが、全国大会には出場することができない。

※①、②、③の編成の組合せの順番は問わない。

- ⑤実施の事業主体が市町村教育委員会または市町村中学校長会である拠点校部活動については、それぞれの学校に大会出場最低人数以上の選手がいても、合同チームとして中体連大会に出場することを認める。
- ⑥前年度も合同チームを編成していた場合、当年度にそれぞれの学校に新入部員が入部して出場最低人数を満たしても、それぞれの学校が合同チームとして大会への出場を希望する場合は、中体連大会が終了するまで合同チームの期間の延長を認める。また、このような場合の合同チームについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」に記載されているとおり、全国大会に出場することができる。

- (5) それぞれの学校及び拠点校部活動で活動しているチームの校長・教員(養護教諭を含む)・部活動指導員(外部顧問)・外部指導者(コーチ)が引率することを原則とし、届け出により1名の引率での参加を可とする。監督は代表1名となる。

- (6) 代表校の校長が責任者として、連絡・承認等の申請を行う。

3. 手続きについて

- (1) 選手権大会は5月開催の第1回専門委員会、新人戦大会は8月31日までに、代表校の校長が札幌市中体連会長に申請し手続きを行う。

※今後、外部指導者(コーチ)の大会引率が認められた場合は、合同チームの監督に外部指導者(コーチ)を追記する。

- (2) チーム名は両校の学校名を連記することを原則とする。

- (3) 合同チームの有効期間は当該年度末までとする。継続する場合は新年度の各期日までに改めて申請すること。

IV. 本内規Vの「個人情報の取り扱い」について了承するものとする。

- (6) 日 程 6月末と7月上旬からの土・日・祝日及び夏休み1・2・3日目で行う。(終業式放課後は含めない)

(7) 表 彰

① 団体表彰

ア. 各種目団体優勝校には持ち回り優勝杯と中体連優勝旗を授与する。

イ. 団体表彰は3位までとする。ただし3位2チームでも可。

ウ. 団体競技の入賞チームに「個人賞状」を与える。

② 個人表彰

ア. 陸上競技(8位) イ. スキー・スケート(10位以内)

ウ. 体操競技・新体操(種目別3位、総合6位)

エ. その他は3位までとする。

③ 新記録賞 本大会において新記録を樹立したものに授与する。

2. 第〇〇回 札幌市中学校体育連盟〇〇新人戦大会

- (1) 開催規定 各種目の新人戦を、年1回にかぎり、本連盟に位置づける。
- (2) 主催 札幌市中学校体育連盟
- (3) 後援 札幌市 札幌市PTA協議会 札幌市教育委員会 札幌市中学校長会 関係競技団体
(ただし、一部競技については、共催とすることもある)
- (4) 主管 札幌市中学校体育連盟〇〇専門主任会(〇〇専門委員会) 札幌市中学校体育連盟〇〇実行委員会
- (5) 種目 本連盟規約第5条の種目とする。
- (6) 参加資格 「札幌市中学校体育連盟選手権大会」に準ずる。
- (7) 大会区分 全市一区とする。
- (8) 期日 土曜日、日曜日、祝日を期日とする。
- (9) 表彰
 - ① 団体表彰 ア.各種目団体優勝校には持ち回り優勝杯と中体連優勝旗を授与する。
イ.団体表彰は3位までとする。ただし3位2チームでも可。
ウ.団体競技の入賞チームに「個人賞状」を与える。
 - ② 個人表彰 ア.陸上競技(8位) イ.スキー・スケート(10位以内)
ウ.体操競技・新体操(種目別3位、総合6位) エ.その他は3位までとする。
 - ③ 新記録賞 本大会において新記録を樹立したものに授与する。

【Ⅱ】大会運営 大会運営は開催基本要項で定める。

【Ⅲ】予算・決算

1. 負担金 5月1日現在の世帯数で、一世帯225円とする。原則として6月の第2週までに納入する。
2. 参加料 (1) 選手権大会
 - ① 個人競技 800円
 - ② リレー競技 1,800円
 - ③ 団体競技 6,000円(2) 新人戦大会
 - ① 個人競技 800円
 - ② リレー競技 1,800円
 - ③ 団体競技 6,000円(3) 団体競技は男女別で納入する。
(4) 選手権大会・新人戦大会ともに専門委員会へ納入する。
3. 予算 (1) 運営費は、市中体連事務局事業費より支出する。
(2) 割当予算とし、専門委員長は予算書を作成して、市事務局へ提出する。
(3) 会場校の謝礼、加盟校教員の審判料、反省会費等の支出はしない。
(4) 競技団体に委嘱した役員・審判の交通費等は、割当予算内で当該専門委員会に一任する。
(5) 引率を伴わない教員・部活動指導員等(役員)の交通費は、割当予算内で規定額を支出する。
(6) 当該競技の恒久的備品の購入はしない。
(7) 会場校の備品修理は当該学校の負担とする。
4. 各種目の支出の内訳
 - (1) 借損料の支出……公的会場、施設・設備の借用料
 - (2) 通信運搬費……通信連絡費、大会のための用具運搬費
 - (3) 消耗品費……ラインテープ・石灰等会場設営のための諸経費、燃料費、事務用品費等
 - (4) 謝金……競技役員(競技団体)謝礼、交通費、会場整備費等
 - (5) 旅費……引率を伴わない教員・部活動指導員等(役員)の交通費
 - (6) 印刷・製本費……プログラム印刷費、案内状、委嘱状等の印刷費
 - (7) 会議費……大会役員、競技役員の昼食弁当等
 - (8) 雑費……振り込み手数料など、上記の科目に属さないもの
5. 決算 別に定める会計処理に関する規定による。
6. 実績報告
 - (1) 提出書類 指定用紙に下記の必要書類を揃えて報告する。
① 予算書 ② 決算書と残金 ③ 支出承認書(領収書添付) ④ プログラム(戦績記入1部)
 - (2) 提出場所・期日
 - ① 選手権大会 8月末日までに、専門委員長が市事務局へ提出する。
 - ② 新人戦大会 大会終了後1ヶ月以内に、専門委員長が市事務局へ提出する。

7. 全道大会への派遣

- (1) 札幌市中学校体育連盟選手権大会の成績により北海道中学校体育大会への出場権を与える。
- (2) 陸上競技・水泳については、選手権大会（陸上競技は通信陸上を含む）において標準記録を突破した選手を派遣する。

[IV] プログラム作成

1. 協賛・広告等の掲載は厳禁する。
2. 役員構成を記載する。
3. 組合せ、出場校、選手名、学年、前年度までの優勝校、参加心得、大会記録等可能な範囲で記載する。

[V] 個人情報の取り扱いについて

1. 大会参加者の氏名・所属・学年・種目によって取得する個人情報は大会運営のために必要なプログラム、ホームページ、掲示板、報道発表、大会結果記録速報及び札幌市中体連記録集「青春の軌跡」へ掲載するために利用する。
2. 種目によって取得する個人情報は、札幌市中学校体育連盟個人情報保護方針に従い、適正に扱う。

[VI] 全道・全国中学校体育大会

1. 参加要領
 - (1) 全道・全国中学校体育大会各要項を厳守する。
 - (2) 全道・全国中学校体育大会に参加する種目の専門委員長は、所定の用紙に参加人員・氏名を記入し、会長に提出する。
 - (3) 出場生徒の旅費、宿泊費は札幌市教育委員会の補助金で補助する。

[VII] 役員の表彰および慶弔について

1. 表彰規定 本連盟功労者は理事会の承認を得て表彰することができる。
2. 慶弔規定 本連盟役員等の慶弔は会長が必要と認めた場合に行うことができる。

附 則

- 内規の実施および改訂は理事会の決定を得て行う。
- 本内規は平成31年4月22日から実施する。

昭和54年4月 1日改訂

昭和56年6月22日改訂

昭和59年4月19日改訂

昭和61年4月17日改訂

昭和62年4月15日改訂

昭和63年4月14日改訂

平成元年4月18日改訂

平成 4年4月10日改訂

平成 6年4月 8日改訂

平成 9年4月17日改訂

平成10年4月16日改訂

平成11年4月15日改訂

平成14年4月17日改訂

平成16年4月 9日改訂

平成18年4月19日改訂

平成20年4月18日改訂

平成21年4月17日改訂

平成25年4月17日改訂

平成29年4月12日改訂

平成30年4月11日改訂

平成31年4月22日改訂

令和 2年4月22日改訂

令和 5年4月21日改訂